

令和7年度首里城正殿赤瓦製造業務の企画提案に係る募集要項

1. 業務概要

- (1) 業務名 : 令和7年度首里城正殿赤瓦製造業務
- (2) 履行場所 : 沖縄県内
- (3) 業務内容 : 本業務は、首里城火災からの復興を願う寄附金(首里城復興基金)を活用し、首里城正殿の復元工程に合わせて、首里城正殿両廊下における赤瓦の品質確保及び製造後搬入までの管理方法等を検討し赤瓦を製造することを目的とする。
- (4) 履行期間 : 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- (5) 契約限度額 : 38,555,000円(税込)
- (6) 本業務は、受託者を特定する場合において、一定の条件をみたす者を公募により選定し、当該業務に係る実施方針、実施体制、企画提案等に関する提案書(以下「企画書」という。)の提出を求め、企画書の内容が業務の履行に最も適した者を受託者とするプロポーザル方式の業務である。

2. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(注)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 会社更生法(昭和14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (4) 役員等(法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が、暴力団等の利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (5) 本業務の赤瓦製造を円滑に履行するため、赤瓦製造の実務経験等を有した管理責任者を配置すること。なお、当該責任者は、本業務に相応した能力を有する者とし、受注者と雇用関係または法人の場合は、その構成員と雇用関係があること。
- (6) 赤瓦製造を沖縄県内で実施できる能力を有すること。
- (7) 今回の委託に際して、主として本委託業務に従事する正副2名以上の担当者を割り当て、本委託業務に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。
- (8) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店を有する法人であること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表は沖縄県内に本店を有する法人であること。

共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする

- ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。
- ② 共同企業体を構成する全ての構成員が(1)～(4)の要件を満たす者であること。

- ③ 共同企業体を構成するいずれかの事業者が（５）～（６）の要件を満たす者であること。
- ④ 共同企業体を構成する事業者全体で（７）の要件を満たす者であること。

3. 応募方法等

（１）参加申込

ア 申込期限：令和 7 年 5 月 26 日（月）17：00

イ 提出書類：参加申込書【様式 1】、会社概要【様式 3】【様式 3－2】、誓約書【様式 6】、
2. 応募資格（５）～（７）が確認できる書類【任意様式】

ウ 申込方法：持参、郵送（到着確認が可能な手段で、申込期限必着）

※共同企業体での応募の場合は、代表事業者が申し込みを行うこと。【様式 4】

（２）企画書（一次審査にて選定された場合）

ア 提出期限：令和 7 年 6 月 9 日（月）17:00

イ 提出書類：4. 企画提案提出書類を参照

ウ 提出方法：持参、郵送（到着確認が可能な手段で、提出期限必着）。

エ 提出部数：企画書 10 部

（３）質問事項について

質問事項がある場合は、質問票【様式 5】を FAX 又はメールで提出すること（受信確認必要）。
質問への回答は沖縄県ホームページに掲載します。

質問受付期間：公告の日から令和 7 年 5 月 21 日（水）17:00

質 問 回 答：令和 7 年 5 月 22 日（木）予定

4. 企画提案提出書類

（１）企画提案応募申請書【様式 2】

（２）企画書（A 4 版縦横自由、10 頁以内）

企画書は「業務実施体制」「類似業務受託実績」「提案内容」「業務スケジュール」の項目で作成するものとし、A 4 版 10 頁以内（表紙含む）とする。

企画書の記載に当たっては、提案内容の理解を容易にするためにイラスト、イメージ図等を使用し、次の各項目の記述を必須とする。

ア 業務実施体制（1 頁以内）

イ 類似業務受託実績（1 頁以内）

- ・過去 5 年間に国、地方公共団体又は公共的団体、民間も含めて赤瓦の製造業務を複数回受託した実績

ウ 提案内容

①業務の実施方針について（2 頁以内）

②赤瓦の製造方針について（2 頁以内）

③赤瓦製造の保管方法（管理）について（2 頁以内）

エ 業務スケジュール（2 頁以内）

（３）見積書

提案にあたっては、総額 38,555,000 円（税込）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

見積もりは、下記の内容で作成すること。

- ①原土処理費（運搬費含）

- ②配合費（運搬費含）
- ③赤瓦製造費
- ④赤瓦運搬費
- ⑤試験等費（運搬費含）
- ⑥諸経費（10%以内）
- ⑦消費税

5. 選定方法

委託候補者の選定は次のとおり行うものとする。

（1）一次審査（書面審査）

参加申込の書面一式により応募資格等の一次審査を行い、二次審査（企画提案選定委員会）への参加者を選定するものとする。

（2）二次審査（プレゼンテーション審査）

企画提案選定委員会が、企画提案書及び応募者によるプレゼンテーションについて審査を行う。なお、同一得点の上位者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて受託者を選定する。

6. 一次審査（書面審査）

審査結果の通知：令和7年5月30日（金）（予定）

7. 二次審査（プレゼンテーション審査）

（1）予 定 日：令和7年6月13日（金）（予定）

（2）実施方法：応募者によるプレゼンテーション（会議室もしくはオンラインでの実施）

①企画提案者は、企画提案選定委員会にて説明15分、質疑応答10分程度のプレゼンテーションを行うものとする。

②説明は、事前に提出した資料を用いて行うこと（追加資料の使用は認めない）。

③開催方法（日時、場所等）については、一次審査にて選定された応募者に事前に連絡する。

（3）評価基準

次の3項目全てを評価する総合評価方式により選考する。

※順位にかかわらず、出席委員の合計点の平均が100点満点中、50点未満の団体は選定しないものとする。

①業務の実施方針について

配点…30点	・本業務の目的を適切に理解した提案となっているか。 ・業務を遂行できる能力・体制を確保した提案となっているか。 ・業務関係者との連携・調整が図られる提案となっているか。
--------	--

②赤瓦製造の方針について

配点…40点	・配合、混練工程における工夫・提案はあるか。 ・プレス成形、焼成工程における工夫・提案はあるか。 ・製造から納入までの業務全体の工程計画は適切か。 ・品質管理方法の工夫・提案はあるか。
--------	---

③赤瓦製造の保管方法（管理）について

配点…30点	・赤瓦製造後、引き渡しまでの管理方法に工夫・提案があるか。
--------	---

	・ 赤瓦の運搬を考慮した養生方法等に工夫・提案があるか。 ・ 赤瓦の正殿納入時の数量管理等に工夫・提案があるか。
--	---

(4) 最終選定結果の通知：令和 7 年 6 月 17 日（火）（予定）

(5) 委託契約の締結時期：令和 7 年 6 月下旬（予定）

8. その他

- (1) 企画提案に要する経費、企画提案選定委員会に参加する経費などについては、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書など提出された書類等は返却しない。また、提出された参加申込書及び企画書は、選定以外に企画提案者に無断で使用しない。なお、提出された参加申込書及び企画書は公開しない。
- (3) 選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。
- (4) 1 事業者（1 共同企業体）当たり、提案は 1 件とする。
- (5) 募集要項に適合しない応募は無効とする。
- (6) 事務取扱については、沖縄県の休日进行を定める条例(平成 3 年沖縄県条例第 15 号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く、9 時から 17 時までとする。
- (7) 契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第 101 条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。（※）
- (8) 企画書に記載した担当者等は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験、見識を持つ者とし、発注者の了解を得なければならない。
- (9) 現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、企画書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。
- (10) 応募資格の喪失

本公告に示した応募資格のない者の評価又は参加申込書、企画書及びその他提出書類に虚偽の記載をした者の評価は無効とするとともに、失格とする。

なお、企画提案者であっても、提案後、指名停止措置を受け受託者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

- (11) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

※契約保証金について（抜粋）

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 5 及び地方自治法施行令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

9. 提出、問い合わせ先

沖縄県土木建築部首里城復興課 復元整備班 仲宗根、島袋
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1－2－2
TEL：098-943-0140 FAX：098-862-3825
e-mail：aa068501@pref.okinawa.lg.jp